

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十番藤原益栄君。

〔十番 藤原益栄君登壇〕

○十番（藤原益栄君） 日本共産党宮城県会議員団の藤原益栄でございます。会派を代表いたしました通告に基づき、四点につき質問させていただきます。

村井知事から六期目出馬の表明がございました。村井知事の五期二十年の中で、仙台医療圏病院再編問題、宿泊税導入問題、半導体工場の誘致問題、広域防災拠点の整備、水産特区の強行等々何かと物議を醸してまいりましたが、みやぎ型管理運営方式の導入もその一つであります。知事が強行したコンセッション方式について、水道用水供給事業を中心に三つの柱で伺います。

第一の柱ですが、水道用水供給事業の財務状況について、現在の評価と今後の展望について伺います。

第一に、水道用水供給事業会計は、令和六年度末で予算規模の約二・五倍に当たる約二百五十九億円の内部留保を所持しております。これはどのように形成されたのか当局の御認識を伺います。資料一を御覧ください。（パネルを示す）これは、公表されている二〇〇八年度以降の県水道用水供給事業の財務諸表から私がまとめたものであります。二〇一七年度に御注目いただきたいと思えます。この年に元金償還額が減価償却額を下回り、以来七か年で百三十億円から二百五十九億円に約百三十億円増えたわけであります。これが二百五十九億円の内部留保を持つに至った原因と考えますが、当局の御認識を伺います。第二に、現在持っている二百五十九億円の内部留保は、最大で八百三十億円になる見通しであると昨年六月議会の一般質問で答弁を頂きました。本年三月に策定いたしました企業局経営戦略二〇二五の「五 投資・財政計画（収支計画）」を見ますと、更に増えそうであります。最新予測をお答えください。また、増額する理由は先ほどと同じと思いますが当局の答弁をお答えください。第三に、水道用水供給事業の最大の償却資産は構築物であります。その大半は管路であります。当局は、二十年後に本格的な管路の更新時期が来るとしていますが、管路をはじめとしたダウンサイジングはいかほどになると見込んでいるのかについて議論したいと思えます。償却資産の八割から九割は構築物ですが、令和六年度末の水道用水供給事業の構築物の取得価格は、

総額二千二百二十四億円で内訳は、取水施設が三十億円、導水施設が百十八億円、浄水施設が二百四十九億円、送水施設が千七百二十七億円とのことです。構築物全体に占める送水施設の割合は、八一・三％になります。このように、償却資産中、大半を構築物が占め、その構築物中送水施設が八割を占めているわけであります。そこで水道問題の三問目です。水道用水供給事業の今後を考えた場合、送水管のダウンサイジングが最大のポイントになると考えますが、この点について当局の御認識を伺います。

ところで、県の水道用水供給事業は、一九八〇年から給水を開始した大崎広域水道と一九九〇年通水開始の仙南・仙塩広域水道で構成されております。大崎広域水道は、日量十二万立方メートルで設計され設備投資されてきましたが、令和五年度の一日最大給水量は、六万七千七百九十七立方メートルで計画の五六・五％の給水となっております。仙南・仙塩広域水道は、日量五十五万三千三百立方メートルで設計・投資され、令和五年度の一日最大給水量は、二十万六千六立方メートルで三八・五％に過ぎません。二つの広域水道を合わせると四二％。約四割しか使っていないわけであります。そこで、水道問題の四問目です。これまでに約二千億円規模で構築物を投資してきたわけでありますが、当局は、令和六年度の事業としてダウンサイジングの調査・検討を進めてまいりました。これにより取水施設、導水施設、浄水場の送水施設等の構築物について、幾らの節約ができると見ているのか、御答弁をお願いいたします。第四に、コンセクション方式導入の際、当局は、内部留保が当時も二百億円を超えていること——それは二十年後に八百数十億円に達すること、次回の設備投資はかなり大きな規模でダウンサイジングできること等々を公表せず、コンセクション方式を強行したわけであります。そこで水道の五問目ですが、こうした態度は、議会と県民に都合のよいデータのみを提供して、みやぎ型を導入したことを意味しており、自治体として極めて不適切なやり方であったと思いますが、当局の答弁を求めます。

水道用水供給事業について第二の質問の柱は、コンセクション方式導入は、本当に県会計すなわち県民のためになっているのか、なるのかということであります。

私には、県の水道用水供給事業会計の黒字が、運営権者すなわちみずびマネジメントみやぎ——以下、MMMと呼称させていただきますが、MMMに移されているようにしか見えません。資料二を御覧ください。（パネルを示す）これは公表されている

MMMの二〇二二年度から二〇二四年度の水道用水供給事業の決算を私がまとめたものであります。三か年度の計を見ますと、売上高は八十八億五千二百万円で、税引き前利益は十九億七千三百万円、利益率は実に二二・二九％。この利益に対し、四億三千八百万円の納税をしております。この納税額は全て県民の水道料金で払っているわけであります。他方、県の水道用水供給事業の損益を見てみますと、同時期の利益は一億四百万円でMMMの約二十分の一の利益です。しかも、直営最後の二〇二一年度は十七億五千六百万円の利益を出していました。それと比較すると、三か年度合計で実に五十一億六千四百万円もの減益となっています。そこで第六問、片やMMMが三か年度で十九億七千三百万円の利益を上げ四億三千八百万円の税金を払って、片や県の水道用水供給事業は、直営最後の二〇二一年度と比較すると三か年度で実に五十一億六千四百万円の減益となっている。これは県の水道用水供給事業の利益がMMMに移されているのでしょうかありません。この現状について、議会と県民にいかが説明されるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

さて、この問題について当局は「二十年間全体を見ればプラスになる。二十年間を見て判断を」と繰り返し答弁してまいりました。その説明に使ったのが資料三であります。資料三を御覧ください。（パネルを示す）この図の意味するところは第一に、県が二〇二一年度以前に投資したMMMが使用する機械設備類の減価償却費は県が負担するために、MMMに運営を委ねる二十年間のうち県の損益は初期には赤字になるということとであります。第二に、MMMは管路以外の機械設備類は自分が設備更新をするが、MMMが更新してもその設備機械類は県企業局の所有となるので、それによって発生する減価償却費は、県の損益勘定の減価償却費に計上し、同額を運営権者更新投資収益として収益に計上する。つまり、MMMが設備を更新して二十年間に発生する減価償却費の平均が毎年利用料金としてMMMに移されるわけですが、毎年実際に発生する減価償却費分は県の会計に計上する。結果として、MMMの設備更新により発生する減価償却費は、県の会計の損益には影響しないということになっているわけであります。第三に、二〇二一年度以前に県が投資し、県が負担していた機械設備類の減価償却費は、MMMの機械設備類の更新により徐々に減額するため、N年度には収支がとんとなり以後は黒字になるという説明をしているわけであります。よって、二十年全体を見て判断し

ていただきたい。これがこれまでの企業局の説明でありました。そこで、七問目の質問です。コンセプション方式を採用した二〇二二年度当初において、機械設備類の償却資産残高は幾らで、同年度の機械設備類の減価償却額はいかほどだったのか御答弁ください。また、この減価償却費がゼロになるのは何年度でしょうか。更に、直営最後の二〇二一年度からコンセプション方式導入元年の二〇二二年度にかけ、県の会計は十五億円の減益となりましたが、元に戻る年度、すなわちN年度は何年度になるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。果たして資料三のとおりになるのかと重大な関心を持っておりましたところ、本年三月に宮城県企業局経営戦略二〇二五が策定されました。その六十ページに大崎広域水道事業の二〇三三年度までの損益収支の推定が、同様に六十三ページに仙南・仙塩広域水道事業の損益予想が掲載されております。二つの事業を合算した損益収支はどうなるのか。資料二の下を表を御覧ください。みやぎ型方式導入五年目の二〇二六年度の黒字予想は三億千四百万円、十年目の二〇三一年度の黒字予想は七千四百万円、導入十二年目の二〇三三年度は二億千八百万円の黒字です。ここで皆さんに想起していただきたいのは、直営最後の二〇二一年度の水道用水供給事業の黒字額は十七億五千六百万円であったということです。当局は、資料三によりN年度に収支がとんとんになり、それ以降は黒字がどんどん増えていくと説明してきました。そこで八問目です。みやぎ型導入十二年目の二〇三三年度も二〇二一年度との比較では、依然十五億円の減益のままです。一体、十五億円の減益を取り戻し収支が均衡となる、当局が言うところのN年度はいつ来るのでしょうか。企業局経営戦略二〇二五からしますと、県本体会計の利益が増える兆候は見えませんが、N年度は永久に来ないのではないかと懸念しますが、答弁をお願いいたします。

水道用水供給事業に関し、第三の柱の質問です。

昨年の予算特別委員会の総括質疑で、都道府県の水道用水供給事業の中で宮城県の料金が全国一高いということが明らかになりました。令和四年度のデータでは、宮城県の供給単価は百二十三円三十九銭となっております。長野県、富山県の約三倍になっております。かように宮城県の水道は全国一高く、かつ現在は毎年数十億円規模で内部留保資金が増える時期になっています。したがって、損益収支の黒字分まで設備投資に回す必要はなく、水道料金の引下げないし抑制財源に使うべきだと考えます。それが日

本一高い水を飲んでいただいている県民の方々に対する思いやりではないでしょうか。ところが、令和五年度決算後の剰余金処分計算書案では、二十二億二千七百万円の未処分利益剰余金を四億四百万円は減債積立金へ、十八億二千三百万円を資本金に算入いたしました。これは、未処分利益剰余金から積み立てた積立金を処分した場合には、一旦未処分利益剰余金に戻して処分したことにするというやや複雑な処理の面もあるのですが、いずれにしても二十二億二千七百万円は、損益収支の黒字の累積であることは間違いありません。そこで、水道の九問目――最後の質問になりますが、過年度損益勘定留保資金は山ほどあるわけですから、四条予算、すなわち資本的収入及び支出予算の不足財源には過年度損益勘定留保資金をまず充て、損益勘定の黒字分は料金引下げ財源として留保すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、県営住宅に対する県の姿勢について伺います。

県はこの間、多賀城八幡住宅、将監第五住宅、中江東住宅、中江南住宅、村田石生住宅、黒松第二住宅の十年後の廃止を決定し、移転支援の取組を進めております。更に、令和六年度には幸町住宅の廃止も決定いたしました。居住者からは「ここには何十年と住んできて、ついの住みかと思っていた」「交通の便もよく、引き続き住み続けたい」「集約の必要性も理解できるが、何棟か残して建て替えを」等の切実な声が出されております。そこで伺います。「全て残せなどとは言わない。何棟かでも残してほしい。」知事はこの悲痛な声に応えるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

さて、令和三年十二月に策定された宮城県住生活基本計画は、二〇二一年度から二〇三〇年度までの計画とされ、おおむね五年で見直すこととしており、二〇二五年度は見直しの時期を迎えております。そこで二問目を伺います。現行基本計画を策定する際、県は市町村の意見を十分に聞いた旨を答弁しておりましたが、その後の経過からしますと、全く不十分であったことが明らかになっております。今度の見直しではきちんと居住者や自治体の意見を踏まえるべきと思いますがいかがでしょうか。

昨年七月二十二日大震災復興調査特別委員会は、兵庫県のまちづくり部公営住宅整備課、公営住宅管理課から、災害公営住宅の現状と課題について説明を受けました。兵庫県の県営住宅は、阪神淡路大震災前の一九九四年度末は四万四千五百九十五戸だったそうですが、約一万戸の災害復興公営住宅の整備により、一九九九年度末には五万五千

九百五十五戸となりました。その後、老朽化住宅を集約し、二〇二三年度末には四万六千二百七十七戸となっているとのことです。その際担当課から、震災前の四万五千戸は維持したいとの説明がありました。翻って、我が宮城県はどうか。震災時、県の災害公営住宅は一戸も建てず、令和三年十二月に策定した宮城県住生活基本計画では「第六章 計画の推進に向けて」で市町村の役割、県の役割として、公営住宅の供給については市町村が「主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えを行わず」としているわけであります。「県営住宅の新たな建設及び建て替えを行わず」ということは、行く行くは県営住宅はなくなってしまうから、県営住宅からの撤退宣言と受け止められているわけであります。そこで三問目を伺います。宮城県住生活基本計画は間もなく見直しに入ります。この、公営住宅から撤退すると受け止められているこの部分の記述は基本計画から削除すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、仙台空港と仙台塩釜港を特定利用空港・港湾に指定する問題に関して伺います。

政府は八月二十九日、有事の際に自衛隊等の使用を想定する特定利用空港・港湾に青森空港と青森港、仙台空港、山口宇部空港を新たに指定し、指定は空港十四か所、港湾二十六か所になりました。東北では、仙台塩釜港——これは、仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区からなりますが、花巻空港とともに指定の候補になっております。こうして、二〇一五年の安保法制により集团的自衛権も認められると、我が国の国防方針が大きく変えられ、二〇二二年度の安保三文書ではその具体化として、自衛隊基地の強化、GDP比二％への大軍拡など、我が国の軍事化が急テンポで進んでいるわけであります。この問題は、地元紙も八月十八日には一面トップで、三十一日には社説で取り上げ、県内でも大きな関心が持たれるに至っております。そこで一問目です。仙台空港と仙台港が特定利用空港・港湾に指定された場合、いちいち管理者の許可を得なくても、戦闘機の離着陸訓練、武器・弾薬の輸送、自衛隊員の移動、空中給油訓練等の軍事訓練も実施することができる。これが最大の特徴と認識しますが、県当局の認識を伺います。次に、特定利用空港・港湾指定と有事との関連について伺います。

まず、有事の際、政府以外管理の特定公共施設はどういう扱いになるのか見てみたいと思います。武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律、略して特

定公共施設利用法の第七条に事態対策本部長は「当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる」とあり、更に九条では、港湾管理者が応じなかった場合、内閣総理大臣は「対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる」とされ、これらの規定は地方自治体管理の空港や道路に準用するとしております。武力攻撃事態等が発生した場合、まずは内閣総理大臣が対策本部長になるとされておりますが、地方自治体の港湾管理者に特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる、もし港湾管理者が断った場合、内閣総理大臣は実施するよう指示することができます。こういう内容です。そしてこの特定の者とは、米軍や自衛隊のことだと解説されております。他方、特定利用空港・港湾は、二〇二二年に閣議決定された国家安全保障戦略の第五章、我が国が優先する戦略的なアプローチの二（４）は、有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化の具体化であると言われております。そこでは「我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に」とか、「有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」とか、「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」等々、有事に備えたものであることを明記し、更に「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整備、民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる」としています。この部分の抜粋は、本年四月に更新された内閣官房国家安全保障局の文書「総合的な防衛体制の強化に資する取組について」の冒頭にも引用されております。以上を併せて考えますと、平素は特定利用空港・港湾と呼び、有事の場合は、特定公共施設と呼ぶが、それは連動している。特定利用空港・港湾に指定するということは、有事の際には特定公共施設として利用すると宣言されているようなものです。そこでこの問題の二問目、七月の建設企業委員会で土木部長は、有事とは関係ないと答弁を繰り返しました。この解釈は不正確なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

我が国も二〇〇四年八月三十一日に加入し、翌年二月二十八日に発効したジュネーブ諸条約第一追加議定書の第五十二条一項には「民用物は、攻撃又は復仇の対象として

はならない」とあります。軍事用として利用しない限りは、仙台空港も仙台港も攻撃目標とはならないし、また、してはいけないということでもあります。最近の世界の動きを見ておりますと誠に物騒で、この協定など全く眼中にないかのような国もありますが、少なくとも民用物を攻撃するのは、国際法違反ということになります。しかし、空港や港湾を特定利用空港・港湾として利用する、行く行くは特定公共施設として利用するとなりますと、攻撃目標にされても異は唱えられないということになります。仙台空港や仙台港は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の民用物として発展の道を選択し、攻撃の根拠を与えないことが最良の道ではないでしょうか。また、三十一日の地元紙の社説も「地元経済の基盤を損なっては本末転倒である」「空港・港湾施設の立地自治体に求められるのは、国の方針を通達のように受け止める姿勢ではなく、企業活動や住民生活に影響が出ていないか常に監視する厳しい目だろう」と指摘しております。そこで、この問題の三問目、以上から、仙台空港の特定利用空港指定の撤回を求め、仙台塩釜港の特定利用港湾指定は拒否すべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

最後に、多賀城海軍工廠松島地区南区を県が調査することについてお尋ねいたします。

この問題は、一昨年十二月、昨年六月にも一般質問で取り上げさせていただきました。神奈川県は慶応大学とともに慶応大学日吉キャンパス地下の海軍連合艦隊司令部壕を調査し、二〇一五年には神奈川県立歴史博物館が「陸にあがった海軍―連合艦隊司令部日吉地壕からみた太平洋戦争―」というテーマで展示を行ったことも紹介いたしました。終戦八十年を前に昨年十一月二十九日には、沖縄県が第三十二軍司令部壕を沖縄戦の戦争遺跡としては初めて県史跡に指定いたしました。沖縄県にはもともと軍組織はなかったそうですが、第三十二軍は戦局の大きな展開の中で一九四四年三月十五日に編成され、司令部は当初、南風原町津嘉山に置かれ、同年暮れに首里城の直下に移されました。私も一度地元の方から案内を受けたことがありますが、守礼門に向かって左下に出入口の一つがありました。米軍は一九四五年四月一日に上陸しますが、米軍の猛攻撃によつて首里城は跡形もなくなり、軍は南部に撤退いたしました。こうして三か月の間に二十万人の犠牲者が出たわけであります。沖縄県教育委員会は「本壕は、住民を巻き込んだ組織的持久戦の展開という沖縄戦の方向性を決定づける判断がなされた場所として、

沖縄戦の実相を次世代に伝える極めて重要な遺跡と評価されている。また、来年に戦後八十年の節目を迎えるに当たり、戦争体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さ、醜悪さを知るとともに、平和の尊さを伝える貴重な遺跡である」としています。

多賀城海軍工廠はこの沖縄戦が始まった一九四五年四月に本土決戦に備え、多賀城から半分が松島の地下に移され、現在、旧火工部壕は陸上自衛隊仙台駐屯地が弾薬庫として使用し、旧機銃部壕は放置された状態となっております。総延長四千六百六十メートルに達し、その規模は、旧軍地下施設としては東日本最大と推定されます。そこで伺います。今年は終戦八十年の区切りの年で、マスコミもかつてなく特集番組を組みました。沖縄県にも学び、県教育委員会がイニシアチブを発揮し、行く行くは整備し見学施設とすることを展望しつつ、多賀城海軍工廠松島地区南区を調査することについて答弁を求め、登壇しての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤原益栄議員の代表質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱二点目、県営住宅政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、居住者からの声に応えるべきとのお尋ねにお答えいたします。

県では、社会情勢の変化や地域の住宅事情・ニーズ等を踏まえ、市町村と協力しながら公営住宅の供給に取り組んでいるところでありますが、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、住宅ストックの余剰が増えており、新しい公営住宅の整備を積極的に進める状況ではないほか、県営住宅の老朽化の進行など居住者の安全性の確保が課題となっております。こうした状況を踏まえ、令和三年度に策定した宮城県住生活基本計画に基づき、当面は県営住宅の新しい建設及び建て替えは行わず、既存ストックの長期的活用を図りながら、耐用年限を迎え、用途廃止が適当とされた住宅については、より居住環境の整った県営住宅への移転を基本とし、集約を進めることとしております。県といたしましては、居住者の個別事情に十分配慮しながら円滑な移転に向けて丁寧に進めていくとともに、居住者の方々が安心して暮らせるよう、引き続き県営住宅の長寿命化対策や

居住環境の改善に努めてまいります。

次に、住生活基本計画の見直しについての御質問にお答えいたします。

我が県の住宅政策の基本方針と方向性を定める宮城県住生活基本計画については、国の計画を踏まえ、外部有識者で構成する住宅施策懇話会や市町村から御意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施し、令和三年十二月に策定いたしました。計画の推進に当たっては、市町村等との連携が極めて重要であると認識していることから、令和四年六月にみやぎ住まいづくり協議会を設置し、国や市町村、住宅関係団体等と意見交換などを行いながら、公営住宅の適切な運営などに取り組んできたところであります。県といたしましたは、次期計画の内容については、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、県営住宅の居住者や県民の御意見を広く伺うとともに、引き続きみやぎ住まいづくり協議会を通じて市町村等と定期的に協議を行うなど、来年度の計画の見直しに向けて丁寧に進めてまいります。

次に、大綱三点目、特定利用空港・港湾指定についての御質問のうち、指定の撤回や拒否すべきとのお尋ねにお答えいたします。

特定利用空港・港湾は、国民の生命・財産を守る上で緊急性の高い場合などに、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるよう、平素から施設管理者との間で連絡・調整体制を構築し、意見交換を行うなど円滑な利用に関する枠組みを設けるものとされており、武力攻撃事態等を想定した特定公共施設とは異なるものであります。国管理である仙台空港については、先月二十九日に特定利用空港に指定されたところであり、県では、自衛隊等の訓練などにおける安全確保に万全を期すことを国に求めていくとともに、県管理である仙台塩釜港については、関係市町や港湾利用者と意見交換を行いながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。県としては、関係市町及び施設利用者などの理解が重要であると考えていることから、引き続き国に対して、地域に不安や懸念が生じることがないように丁寧な対応を求めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

〔公営企業管理者 千葉 衛君登壇〕

○公営企業管理者（千葉 衛君） 大綱一点目、宮城県水道用水供給事業についての御質問のうち、内部留保資金についてのお尋ねにお答えいたします。

公営企業会計における内部留保資金とは、収益的収支と減価償却費などの現金の支出を伴わなかった非現金支出分を累積したものであり、水道用水供給事業においては、令和五年度で約二百三十億円となっております。内部留保資金は、企業債償還への補填のほか、非現金支出分の減価償却費等や各年度の資産の取得のための建設改良費などにも影響を受けることから、毎年一定の額が確保されるものではないと認識しております。

次に、内部留保資金残高の見込みとその理由についての御質問にお答えいたします。今年三月に策定した宮城県企業局経営戦略二〇二五の収支シミュレーションでは、水道用水供給事業の内部留保資金は、管路の本格的な更新を迎える令和二十八年度末に最大約八百三十億円の残高になると見込んでおります。この理由としては、急激な料金変動を避けるため改定時の料金は一〇%以内の上昇に抑えることを前提に、突発的に発生する様々な事象に迅速に対応するため、一年間の現金支出相当額以上の内部留保資金を常に確保することや、管路更新が集中する期間の企業債残高について通常、給水収益の三倍程度としているものを五倍程度まで増額して対応することなどによるものです。次に、送水管等の更新におけるダウンサイジングについての御質問にお答えいたします。

水道用水供給事業は、受水市町村の将来計画に基づいた水需要を基に供給能力を決定し、施設整備を進めてきたところですが、更新に当たっては、人口減少等に伴う将来の水需要の減少を見据えた管路を含む施設のダウンサイジングは、持続可能な水道経営を行う上で重要な取組であると認識しております。このため、宮城県企業局経営戦略二〇二五では、受水市町村が現時点で立案している将来計画と人口減少の予測による水需要を基に、設備機器や管路等を含めた施設についてダウンサイジングを考慮した収支シミュレーションを行っており、みやぎ型管理運営方式の実施期間である二十年間における縮減率は約四割程度を見込んでおります。また、今後四十年間の管路更新の最適化を図るため、現在、AIを活用した劣化診断予測の結果を踏まえた新たな管路更新計画の策定を進めており、更新の優先度を整理するとともに、事業費の精査や更新投資額の平準化、ダウンサイジングによる効果の検証などを行いながら、今年度中に取りま

とめることとしております。

次に、コンセプション方式導入時に議会や県民に都合のよいデータを提供し、不適切ではないかとの指摘についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、これまで議会での報告や事業説明会、県のホームページ等を通じて、議会や県民の皆様へ丁寧な説明を行ってきたところです。特に、導入による事業費の削減目標の設定においては、管路のダウンサイジングを考慮するとともに、将来の管路更新を含め必要な内部留保資金を考慮した収支シミュレーションを実施しております。また、導入後に策定した宮城県企業局経営戦略二〇二五の収支シミュレーションにおいて、内部留保資金の見込みについても算定しております。こうした内容については、常任委員会において説明を行うとともに、県のホームページにおいても公表を行うなど、適切に対応しているものと認識しております。

次に、コンセプション方式導入により、県的水道用水供給事業の利益が運営権者に移されているとの指摘についての御質問にお答えいたします。

水道用水供給事業については、県及び運営権者の業務分担に応じ、必要な料金を受水市町村からそれぞれ収受するものであり、業者間において利益が移されることはありません。みやぎ型管理運営方式では、運営権者が収受する利用料金は、総事業費を運営権設定期間である二十年間で平準化し、原則固定化されたものであり、この総事業費には、営業に要する費用に加え、設備投資の更新投資費用も含まれております。事業当初は設備機器の更新が進まないことから、更新投資に係る減価償却費を費用として計上できないため、利益が大きくなっているものであり、この収支については、おおむね運営権者が策定した全体計画書どおりであると認識しております。一方、県においては、運営権者が収受する利用料金が収益から差し引かれることが大きな要因であるとともに、設備の更新投資に係る減価償却費は引き続き費用として計上するため、みやぎ型管理運営方式導入後しばらくは、純利益が減少することは当初から想定していたものです。

次に、減価償却費についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式を導入した令和四年度当初では、設備機器類の償却資産残高は約百五億円であり、初年度の減価償却額は約八億円となっております。みやぎ型管理運営方式では、運営権を設定した設備機器については、引き続き県が所有することから、

減価償却費はこれまでどおり県の営業費用として計上されます。また、運営権者が更新した設備費についても、減価償却費を費用として計上する一方、地方公営企業法施行規則に基づき、これと同額を運営権者更新投資収益として収入に計上するため、運営権者の更新投資に係る収支が相殺されることになります。このため、運営権者の設備更新が進むにつれ、実質的には県が負担する設備機器の減価償却費が減少し、収支シミュレーションでは、令和十四年度にゼロになるものと想定しております。

次に、収支の均衡についての御質問にお答えいたします。

県が令和四年度から導入したみやぎ型管理運営方式では、運営権者の知恵と技術を最大限生かすことにより、二十年間の事業運営期間で約三百三十七億円のコスト削減を見込んでおり、このうち、水道用水供給事業においては約百九十五億円の削減を予定しております。県では、この削減額を活用し、水道料金の上昇抑制や経営基盤の強化に活用することとしており、宮城県企業局経営戦略二〇二五においては、黒字経営を基本とした上で、料金改定期間ごとの収支がおおむね均衡することや必要な内部留保資金の確保、急激な変動が生じない適正な料金設定を行うことなどを目標に、コスト削減額を反映した収支シミュレーションを行っております。このため、御指摘のありましたみやぎ型管理運営方式の減収分を将来回収するという考え方ではありません。県といたしましては、運営権者が予定していた事業が確実に実施されることにより、コスト削減効果が発現され、水道料金の上昇抑制等が図られることから、引き続き、運営権者が実施する事業の履行状況を確認しながら、安定的な事業運営に取り組んでまいります。

次に、黒字分は料金引下げ財源とすべきではないかとの指摘についての御質問にお答えいたします。

地方公営企業は、いわゆる独立採算制を基本とし、その料金については、地方公営企業法第二十一条において「地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と規定されております。このため我が県においては、直面する厳しい経営状況を踏まえ、令和四年度からみやぎ型管理運営方式を導入し、その削減効果については、水道料金の上昇抑制と経営基盤の強化に充てることとしております。水道料金については、事業運営に必要な経費を算定し、それに見合った料金水準を定めており、収支シミュレーション結果を踏まえ、昨年度から五年間は削減効果を活用し料金を引き

下げているものの、将来的には料金上昇を前提としたものとなっております。今後とも受水市町村との料金改定協議において、中長期的な更新需要と財政支出の見通しを踏まえ、適切な料金設定を検討してまいります。なお、当該年度を含めた損益勘定留保資金については、管路を含めた施設の更新、改築等の資本的収支で不足する額を補填する財源であり、事業運営を支える重要な役割を担っていることから、将来的に集中する管路更新に備え、内部留保資金として確保すべきものと認識しております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱三点目、特定利用空港・港湾指定に關しての御質問のうち、管理者の許可についてのお尋ねにお答えいたします。

特定利用空港・港湾の指定により、平素から自衛隊・海上保安庁と施設管理者との間で連絡調整体制が構築され、自衛隊・海上保安庁が計画している主要な訓練等の年間計画が施設管理者に示されることから、早い段階で空港・港湾の利用において生じ得る課題を把握・解決することで円滑な利用が可能になるものと考えております。なお、自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を利用する際には、民間利用に支障が生じないよう、その都度、施設管理者と調整の上、許可等を受けて施設を使用することとなっております。特定利用空港・港湾の指定後においても、これらの手続については変わらないことを確認しております。

次に、特定利用空港・港湾に指定されることでの有事の解釈についての御質問にお答えいたします。

特定利用空港・港湾の取組については、平素における空港・港湾の利用を対象としたものであり、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものでないことを国から説明を受けております。また、武力攻撃事態等における空港・港湾の特定公共施設としての利用調整は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等に基づき行われるものであり、特定利用空港・港湾とは取扱いが異なるものと伺っております。今年七月の建設企業委員会においては、国からのこれらの説明を受けて、有事を想定した利用ではない旨を発言したものです。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、多賀城海軍工廠松島地区南区の調査についての御質問にお答えいたします。

産業や軍事等に関わる近世・近代の遺跡については、昨年八月に文化庁から示された近世・近代の埋蔵文化財保護についての報告で、埋蔵文化財包蔵地として保護する対象について、都道府県が具体的な基準を定めることとされました。これに基づき、県教育委員会では、今年度、戦争遺跡等を含む近世・近代遺跡の所在等の基礎資料を得るため、市町村に照会を行うこととしております。県教育委員会としましては、まずは県全体の近世・近代の遺跡の状況をしっかりと把握し、その上で調査の実施等について松島町と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） まず、水道用水供給事業の内部留保の件なのですが、昨年、令和五年度末で二百三十億円、令和六年度末で二百五十九億円のお金があるということ。将来的には八百三十億円という数字の説明がありました。これは結局、コンセッション方式とは関係なく、とにかく減価償却費と元金償還額の差額で主に残っていく金なのだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉 衛君） 今の八百三十億円の残高になる見込みというのは、それだけではなく、みやぎ型を導入し、なおかつそのコスト削減額をきちんと踏まえた上でシミュレーションして、必要な将来の管路工事に備えて八百三十億円が必要だということ。設定したものでございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） みやぎ型導入によって内部留保が増えるということに私は疑問を持っていますが、後でまた議論します。それから次に、二〇四六年度に八百三十億円のお金がたまるということについて、コンセッション導入時は説明がなかったわけです。

それは間違いありませんか。去年の六月の私の一般質問時に私が知事に「八百三十億円という数字はいつ聞きました」と聞いたたら、「さつき聞きました」と言ったのです。だから、コンセプション導入するとき、二十年後に本格的に更新投資が始まる時期にそういうお金がたまる予定だというのは、議会には説明しなかったのではないですか。どうですか。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉 衛君） 先ほどの答弁でもお話しましたが、導入時については、このみやぎ型を導入するときのコスト削減効果というのを想定しまして、それをもとに内部留保資金がどういうふうに必要なのかというところの条件もきちんと明示した上で、議会なり県民のみなさんに公表してございます。そのあとの企業局経営戦略二〇二五を策定した時点では中間案からも含めて、基本的には今回の料金算定の基本的考え等を踏まえた上で、将来的には八百三十億円が必要となるということについては、これも含めて議会・委員会でも御説明し、またパブリックコメント等もし、そしてホームページにも公表しております。ですので、我々としてはしっかりと適正に皆さんに公表させてもらっているというふうに認識してございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄。

○十番（藤原益栄君） 説明したと言っていますけれども、私とか知事だけが分からないのか、八百三十億円。説明しなかったのは明らかなのです。それで、私がなぜこれにこだわるかというと、大崎広域水道と仙南・仙塩広域水道事業を始めるときの今度の更新時期というのは、すごい大きな差があるのです。私は、一九九〇年と二〇〇〇年の貸借対照表を提供いただいて見てみました。それを見ると、構築物と建設仮勘定を足したやつは二千億円を超えているのです。どちらも。一九九〇年も二〇〇〇年も。そして企業債の残高は幾らか——千九百億円なのです。だから、つまりどういうことかという、一九九〇年段階でほぼ設備投資が終わっていて、そして自己資金がなかったからほとんど全額を起債で賄ったということなのです。それから比べたら、今度の二十年後の設備投資は状況が全然違うでしょ。八百三十億円の金がたまる。それから、ダウンサイジングも大幅にできる。これは非常に大きな違いだと思うのです。けれども、本当にこれをコンセプション導入時に説明したのですか。そういう話は全然聞こえてこな

かったですよ。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉 衛君） あくまでもそのコンセッション導入時に導入効果がどうなるか、そのときの料金算定も含めてどういった条件でやるかというのは、基本的には内部留保の考え方も含めて、その考え方というのをきちんと公表してお示しをさせていただきます。その結果、このぐらいの効果が期待できるし、また、内部留保資金も必要になってくると。それを具体的に、みやぎ型を導入した後のコスト縮減を更に踏まえた上で、今回企業局経営戦略二〇二五で策定し、そのときにいわゆる将来の管路更新に備えては内部留保資金として八百三十億円が必要だということをしっかりと戦略のほうに書き込ませていただいて、それを皆さんにきちんと公表しているということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 八百三十億円について、コンセッション導入時期にきちんと説明してましたというのであれば、何月何日のどの会議に資料を出しましたということ資料の提供をお願いします。それから、そもそも今の時点においてもダウンサイジングがどれだけできて、どれだけの経費削減ができるかということと言えないわけです。今年度中には出るけれども。それだってコンセッション方式導入時にそういうことも踏まえて議会に説明もし、県民にも説明するというのはこれは常識ではないですか。私は、そういう点では本末転倒だと思いますよ。八百三十億円の資料をいつどの会議に出していたのか、コンセッション導入時期について、それだけまず答弁ください。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉 衛君） 八百三十億円については、今回のみやぎ型を導入したことを踏まえた上で企業局経営戦略二〇二五を策定し、策定したものの中に八百三十億円というのが必要だと記載してございます。導入時、その分については内部留保の考え方とか、またさつきダウンサイジングのことを考えてないとおっしゃいましたけれども、ダウンサイジングの考え方もしっかりと記述し、料金算定の考え方も含めて、こういった考え方でやっておりますということはきちんと明示しているつもりです。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君）　ですから、コンセッション導入時には八百三十億円も説明しなかったし、ダウンサイジングについてはいまだに説明できないということなのです。今年度には出るというけれどね。それを私は本末転倒だと言っているのです。それは導入時にきちんと説明すべき問題ですよ。それは問題を指摘しておきます。それから、資料三に關しての答弁なのですけれども、結局N年度はいつ来るのかと。N年度はいつだと答弁がありませんでした。それは答弁できないということなのです。

○議長（高橋伸二君）　公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉　衛君）　揭示資料三は、これまでも御説明してきましたみやぎ型を導入した際のいわゆる収支のイメージ図を分かりやすく示したものでございます。ですので、これまで私が説明してきたことをこの図表で入れてございまして、最初は令和四年度にみやぎ型を導入した際には、もちろん料金収入からは運営権者の利用料金は減ると。これは見て分かるかと思いますが、また、支出のほうからも原資とか浄水費とかの経費が減っていくと。そのあと令和五年度以降については、運営権者が減価償却することによって支出のほうに減価償却を乗せて、なおかつ公営企業法の施行規則に基づいて運営権者の更新投資分の収支で相殺されていくと。その上でいくと、N年度には均衡し、Nプラス一年度には黒字化すると。これは、収入と支出のみやぎ型導入のイメージを示してございます。結果としては、水道用水供給事業には大崎も仙南・仙塩広域水道もございますが、みやぎ型導入後も黒字を前提としていると。これはなぜかというと、大崎広水の場合は、管路と設備というのは大体一・一倍なので基本的にはこのイメージと同じように推移しています。これは、議員がまとめていただきました資料二の一番下に書いているのを見れば分かるかと思いますが、大崎広水は導入後、赤字で行くのですけれども、令和十五年度までは赤字が見えてございますが、だんだん収束していきます。今のシミュレーションの中ではこの次の年には黒字化していくと。一方で、仙南・仙塩については、導入時から黒字になっています。これは、管路を持っている部分が非常に大きいので、みやぎ型を導入したときに、みやぎ型で入れた設備の減価償却分の影響が少ないので、仙南・仙塩は黒字になっていくと。結果、水道用水供給事業全体では具体的なその決算も含めてシミュレーションしていくと黒字化が続いていくということになりますので、あくまでもあの図表は再度申し上げますが、みやぎ型を導入したときの収

支のイメージを皆さんに分かりやすくお示したもののというふうに御理解いただければと思います。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） だってね、この図を見てみんなはどう思うかと。「最初は赤字なのだな。だけど、N年度がいつか分らないけれども、N年度には十五億円の利益を取り戻して、そこから先は黒字になるのだな」とどう見てもそういうふうにしか思えないではないですか。これは私が作った図ではないのです。企業局が令和五年三月十日の委員会のときに作った資料なのです。これを見たら「そうか、最初赤字になるかもしれない。だけど、後半は黒字になるのだろう」と誰が見ても思うでしょ。結局皆さんは、N年度はいつ来るかというのは言えない。赤字ははっきりしているのです。十七億五千六百万円の黒字から二億円程度の黒字に減ったのだから。だから、コンセッションを導入したことによって、十五億円の県会計本体の利益が減ったのは間違いないですよ。

それがずっと続いていて、そして令和十四年度に県が二〇二一年度以前に設備投資した機械設備類の減価償却費がなくなるでしょう。そうすると、もうそれ以上減る要素がないのです。そしたら、令和十年度以降もずっと今の状態が続くということなのです。二十年まで。そしたらN年度は永久に来ないではないですか。N年度が永久に来ないということをお分かってから、N年度は何年かということとは言えないのではないのですか。私はそういう意味では、これは非常に誇張したあり得ない説明だったのではないかと思いますよ。惑わしたのではないですか。議会と県民を。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

○公営企業管理者（千葉 衛君） 先ほど申し上げましたが、これはあくまでもみやぎ型を導入した後の企業局の水道用水供給事業でのイメージを分かりやすく示したものでございます。結果的には先ほど言ったように、導入直後からはもちろん赤字ではなくて黒字経営をしているのは事実でございます。これは、いわゆる料金算定に当たっても、基本的には先ほど申し上げた今回のみやぎ型導入コスト縮減額三百三十七億円といったものをしっかりとシミュレーションの中に生かして、五年ごとの収支は均衡するということは基本的な条件でやってございますので、そういったものを踏まえて行っていますので、それでいくとあくまでも議員がまとめていただいたこの表のように、いわゆる黒

字化は導入後から若干進んでいくと。一部、管路更新等で増えた部分についてはマイナスになる部分がありますが、基本的には導入直後からも黒字になっているというのは、シミュレーションでも示してございますし、議員がまとめたものでも御理解いただけるのではないかと思います。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 結局N年度が何年かということをお答えられないということは、十五億円減益がずっと二十年間続くということなのです、これは。また、令和六年度決算が出て、令和七年度決算もそのうち出るから、決算を重ねるうちに私は明らかになっていくだろうというふうに思います。

それから、県営住宅の問題なのですが、新設はしない。建て替えはしない。それでずっといったら、県営住宅はなくなってしまう。もう何十年先の話なのですけれども。だから、公営住宅からの撤退宣言ではないかというふうに皆思っているわけです。だから、皆さん言っていることは、住生活基本計画と既にもう違うことを言っているのですよ。当面は需給関係を見ていくのだと。もう住生活基本計画と違うことを言っている。住生活基本計画は、新設はしない、建て替えはしないと言っているのですから。だからこれは見直さないとおかしいのではないですかと言っているのです。知事、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど私が答弁したように、これから当然人口が減ってくると。そして、住宅ストックの余剰が非常に増えてくると。実際、藤原議員のお住まいの多賀城あたりも大分アパート等に空き家が出てきているのではないかなというふうに思います。そういうようなこともあり、また市町村の持っている公営住宅も同じような状態になっているということでもあります。そういった観点を考えながら長期的なスパンとしては、様子をしっかりと見ていかなければならないと。要は、民業圧迫にならないように、併せて市町村の事業の圧迫にもならないようにというようなことを考えながら県営住宅の新しい建設及び建て替えは当面行わないという方針にしているということでございます。ただ、当然、民間のアパートにも入れない、また、どうしてもいろんな事情で市町村の住宅にも入れないという方も中には出てくるでしょうから、そういった人たちのこ

とを将来長い目で考えていくということは重要なことだというふうに思っております、決して今後一切、何十年も何百年も県が存在する限り造らないと言っているわけでは決していないのですが、まずは、ちゃんとした様子を見ていく必要があるだろうと。災害公営住宅が今市町村でたくさん建ちましたよね。それに対しても、今新しい災害公営住宅がいっぱいできましたので、そこもどんどん空き家が出てきていますので、まずそういったところをしっかりと活用していくことも考えていかなければならないというふうに考えていることでもあります。やはり全体を見ながら、貴重な税金を使うわけなので、それは一番有用な使い方ということを考えていくのが私の役割だと思っております。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 知事の答弁自体がもう住生活基本計画の中身と違うことを答弁しているのですよ。だから、知事の答弁に合わせて住生活基本計画を直したらいいのではないですか。そういうことを言っているので、検討をお願いしたいと思います。

それから、特定利用空港・港湾問題ですが、名前が違うからイコールではないことは明らかなのです。だけど、政府文書を見ると特定利用空港・港湾というのは、特定公共施設に有事になったら転化すると。だから平時からいろいろ訓練するのだと。それは明らかだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 土木部長齋藤和城君。

○土木部長（齋藤和城君） 先ほども御答弁したとおり国のほうからはこの特定利用空港・港湾の指定というのはあくまでも平時というものを想定したものでありまして、武力攻撃事態等とか武力攻撃予測事態のような有事における利用調整については、特定公共施設利用法に基づいて調整が行われるということで、そういったときの状況に応じて武力攻撃事態のときは必要な空港を利用するということで、あくまでも別物だという説明を受けているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 政府文章をもう少しじっくりとまずは読んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、松島の旧海軍の地下工廠の件ですが、市町村と一緒になっ

礎的なデータというのを今調査をやっているのだと。それは一歩前進かというふうに思っています。私がお願いしたいのは、教育長自身がぜひ現場を見てほしい。私、四回のうち三回質問しているのだけでも、ぜひ現場を見てほしいのですが、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 私も機会を捉えて見に行きたいというふうには思っておりますが、先ほど申し上げましたのは、照会は今から市町村に行くという事でございますので、今まだ照会しておりませんが今年度中に県内の状況を把握するための照会を行うという事でございます。

宮城県議会 令和7年9月定例会代表質問 藤原益栄議員 揭示資料①

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	宮城県水道用水供給事業決算推移（2008年度～2024年度）														
2															
3		営業収益	営業費用	利息等	当年度純益	減価償却費	起債残高	元金償還額	F-H	流動資産	流動負債	内部留保資金	正味運転資本	翌年度返済元金	単位(百万円)
4	2008(H20)	16,266	8,393	4,071	4,344	5,576	118,846	38,809	-33,233	9,005	1,845	7,160	7,160	0	
5	2009(H21)	16,561	8,311	2,957	5,499	5,463	108,148	16,084	-10,621	9,267	1,769	7,498	7,498	0	
6	2010(H22)	15,070	8,187	2,559	4,579	5,681	96,754	12,304	-6,623	9,674	1,801	7,873	7,873	0	
7	2011(H23)	14,367	7,966	2,311	4,109	5,546	85,407	11,887	-6,341	7,702	1,053	6,649	6,649	0	
8	2012(H24)	15,164	8,403	2,054	4,786	5,579	74,716	11,275	-5,696	8,041	1,080	6,961	6,961	0	
9	2013(H25)	15,115	8,304	1,646	5,276	5,548	66,063	18,177	-12,629	9,481	1,632	7,849	7,849	0	
10	2014(H26)	15,092	9,908	1,302	5,082	6,924	57,803	9,356	-2,432	11,239	10,287	9,147	952	8,195	公営企業会計制度変更
11	2015(H27)	14,002	9,935	1,152	4,393	6,954	59,338	8,195	-1,241	11,846	8,441	10,555	3,405	7,150	
12	2016(H28)	13,759	9,616	1,005	4,530	6,936	43,937	7,151	-215	14,358	7,989	12,467	6,369	6,098	
13	2017(H29)	13,818	9,661	852	4,193	6,957	39,010	6,097	860	16,407	8,637	13,055	7,770	5,285	減価償却費>元金償還費
14	2018(H30)	13,788	9,980	729	4,366	7,072	34,386	5,285	1,787	18,072	6,875	15,991	11,197	4,794	
15	2019(R 1)	13,856	9,839	621	4,442	7,083	30,616	4,794	2,289	20,128	5,931	18,142	14,197	3,945	
16	2020(R 2)	11,106	9,925	524	1,663	6,998	27,625	3,945	3,053	20,840	5,380	19,005	15,460	3,545	料金改定
17	2021(R 3)	11,026	9,952	462	1,756	6,990	24,562	3,545	3,445	21,795	4,614	20,320	17,181	3,139	直営最終年度
18	2022(R 4)	8,230	8,723	385	223	7,003	21,456	3,138	3,865	21,756	3,870	20,777	17,886	2,891	宮城型管理運営方式導入
19	2023(R 5)	8,138	8,851	298	248	6,949	18,564	2,892	4,057	24,756	3,955	23,284	20,801	2,483	
20	2024(R 6)	8,720	9,751	237	-589	7,204	16,081	2,484	4,720	23,113	2,205	23,040	20,908	2,132	料金改定・消費税込数値
21	22－21	-2,796	-1,229	-77	-1,533	13	-3,106	-407	420	-39	-744	457	705		
22	23－21	-2,888	-1,101	-164	-1,508	-41	-5,998	-653	612	2,961	-659	2,964	3,620		
23															
24	注①「宮城県水道用水供給事業」は「大崎広域水道事業」と「仙南仙塩広域水道事業」からなる。														
25	注②本データは、ネットで公表されている「宮城県水道用水供給事業財務諸表」とR6年度予算資料より藤原が作成した。														
26	注③「賞味運転資本」は「流動資産－流動負債」の数値である。														
27	注④公営企業会計の「内部留保資金」は「流動資産－（流動負債－翌年度企業債元金償還費）」で算出される。														
28	注⑤データは10万円の位を四捨五入している。														

【資料②】 水道用水供給事業のMMMと企業局の決算比較（2022～24年度）と今後の予測（2021～33年度）

◆コンセッション方式導入後の水道用水供給事業のMMM決算

	売上額	税引前利益	利益率	納税額
◇2022年度	29.13億円	4.77億円	16.37%	0.90億円
◇2023年度	29.44億円	7.93億円	26.94%	1.93億円
◇2024年度	29.95億円	7.03億円	23.47%	1.55億円
◇3年度計	88.52億円	19.73億円	22.29%	4.38億円

宮城県議会令和7年
9月定例会代表質問
藤原益栄議員掲示
資料②

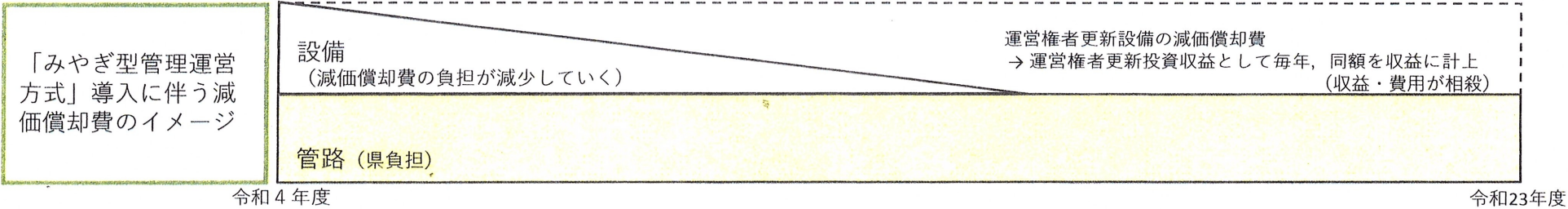
◆県の水道用水供給事業会計の損益等の推移

	売上額	利益	2021年度比
◇2021年度	110.26億円	17.56億円	
◇2022年度	82.30億円	2.23億円	▲15.33億円
◇2023年度	81.38億円	2.48億円	▲15.08億円
◇2024年度		▲3.67億円	▲21.23億円
◇3年度計		1.04億円	▲51.64億円

《県企業局損益推計表～2033年度》
①下表の数値は、企業局が発表している財務諸表および『宮城県企業局経営戦略2025』の数値から藤原が抜粋したものである。
②2021～2023年度は決算数値、2024年度以降は『宮城県企業局経営戦略2025』の推計値である。

宮城方式●年目・和暦	R3	① R4	② R5	③ R6	④ R7	⑤ R8	⑥ R9	⑦ R10	⑧ R11	⑨ R12	⑩ R13	⑪ R14	⑫ R15
年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
大崎広域水道			▲355	▲644	▲338	▲335	▲344	▲372	▲300	▲292	▲268	▲169	▲72
仙南仙塩広域水道			609	55	679	647	537	504	275	321	342	325	290
両広域水道計	1,756	223	254	▲589	341	314	193	132	▲25	29	74	156	218

みやぎ型管理運営方式導入に伴う県の収益的収支への影響



「みやぎ型管理運営方式」導入後の企業局の収益的収支のイメージ

